

公共事業等からの暴力団排除の取組について

平成21年12月4日
暴力団取締り等総合対策WT

- 平成24年9月までに、警察庁と全ての省庁との間において、暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度、あらゆる公共事業等からの暴力団排除等に関する合意書を締結
- 平成24年10月、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律を改正し、国及び地方公共団体並びに事業者の責務を規定
- 平成25年4月に国において、平成26年11月に地方公共団体において、一般競争に参加させることができない者として指定暴力団員等を規定
- 平成25年3月までに、警察庁と、(独)都市再生機構、(独)国立印刷局及び(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構との間において、また、同年3月、警察庁と、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社との間において、あらゆる公共事業等からの暴力団排除に関する合意書を締結
- 全都道府県において、平成23年10月までに、暴力団排除に関する条例が施行され、26年3月までに、公共工事等の事務事業から暴力団を排除するための必要な措置を義務付ける規定を整備
- 平成27年12月までに、45都道府県において、暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度を整備するとともに、46都道府県において、あらゆる公共事業等の指名基準等に暴力団排除条項を導入

企業活動からの暴力団排除の取組について

平成22年12月9日
暴力団取締り等総合対策WT

- 平成26年4月までに、証券業界、銀行業界、建設業界、不動産業界、債権管理回収業界、生命保険業界、ホテル・旅館業界、損害保険業界、少額短期保険業界及び旅行業界の標準契約約款等における暴力団排除条項のモデル作成を支援
- 平成25年1月、証券取引からの暴力団排除のため、日本証券業協会に暴力団情報を提供するシステムの運用を開始
- 平成27年5月までに、12府県において、競争入札参加資格審査に、暴力追放運動推進センターが行う「不当要求防止責任者講習」の受講実績を評価点数に加えるなどの制度を導入
- 平成27年12月、採石業者及び砂利採取業者の登録に係る暴力団排除条項の整備を含む「第5次地方分権一括法」による採石法及び砂利採取法の改正法が施行
- 平成25年3月、以下の内容を含む「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」が閣議決定されたことを受け、
 - ・ 平成27年4月、建設業許可、宅地建物取引業免許等に係る暴力団排除条項の整備を含む建設業法及び宅地建物取引業法等4法令の改正法が施行、同様に同年6月には建築士法の改正法が施行
 - ・ 平成27年5月までに、11府県において、国の基準を参酌して地方公共団体が条例で定める児童福祉施設の運営に関する基準等に暴力団排除条項を整備

復旧・復興事業からの暴力団排除の取組について

平成25年4月26日
暴力団取締り等総合対策WT

- 平成26年3月までに、岩手県、宮城県及び福島県において、県又は市町村単位の暴力団排除のための協議会を設立し、同協議会を通じて施工体制の把握を要請
- 平成25年7月、環境省より、
 - ・ 元請事業者等による作業員名簿の確認及び施工体制台帳との照合等を通じ、雇用事業者及び施工体制の把握を行うことを求める通知
 - ・ 違法・不審情報を把握した場合は、関係機関と連携しながら必要な措置を講じることを求める通知
 を関係都道府県に発出
- 平成24年11月以降、国土交通省において、適正な取引の確保や不良不適格業者の排除のため、各県建設業許可部局と合同で、被災3県において新たに営業所を設立するなどした建設業者への立入検査等を実施
- 平成24年11月以降、法令遵守の徹底を啓発するため、国土交通省において、建設業者を対象にリーフレットを配布するとともに関係機関との連携による講習会を開催
- 平成26年5月に開催された第5回福島第一原子力発電所暴力団等排除対策協議会現地連絡会において、厚生労働省から偽装請負、違法派遣等について説明を行い、事業者に対する啓発を実施
- 平成26年11月に開催された第11回福島第一原子力発電所・暴力団等排除対策協議会において、警察庁より反社会的勢力への企業の対応等について講演を行い、事業者に対する啓発を実施
- 平成26年3月までに、岩手県、宮城県及び福島県において、県又は市町村単位の暴力団排除のための協議会を設立